

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用の状況（令和 7 年度）（単位：人）

区分	職員数
一般職	1 6
単労職	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は次のとおりである（以下この様式において同じ。）。

（１）一般職 （２）以外の職員

（２）単労職 単純な労務に雇用される職員の給与その他勤務条件に関する規則（昭和 3 6 年大治町規則第 1 号）が適用される職員

2 再任用職員の採用の状況（令和 7 年度）（単位：人）

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般職	1	9	1 0
単労職	1	0	1

備考 1 令和 5 年 4 月に施行された「地方公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）」の改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

2 再任用の期間を更新した場合は、その都度計上している。

3 退職の状況（令和7年度）

（単位：人）

区分	定年 退職	勸奨 退職	普通 退職	その他					合計
				分限 退職	懲戒 退職	失職	死亡 退職	再任用 後離職	
一般職	0	0	11	0	0	0	0	0	11
単労職	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※退職者のうち、課長級以上の者で営利・非営利団体に再就職した数：0人

備考 表中に掲げる用語の意義は次のとおりである。

- （1）定年退職 地方公務員法第28条の6第1項の規定による退職及び同法第28条の7の規定による勤務延長後の退職
- （2）勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- （3）普通退職 自己都合による退職
- （4）分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- （5）懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- （6）失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- （7）再任用後離職 再任用後の離職

4 職員数の状況

(令和7年4月1日現在 単位：人)

区 分 部 門		職員数			対前年増減数		
		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
一般行政部門	議 会	2	3	3	－ 1	1	
	総 務	4 9	4 9	4 8	8		－ 1
	税 務	2 0	2 1	2 1	4	1	
	労 働	0	0	0			
	農林水産	1	3	3	－ 1	2	
	商 工	1	2	2		1	
	土 木	1 2	1 2	1 4			2
	民 生	2 6	2 8	2 7	－ 5	2	－ 1
	衛 生	2 1	1 9	1 7	－ 2	－ 2	－ 2
	小 計	1 3 2	1 3 7	1 3 5	3	5	－ 2
特別行政部門	教 育	3 0	2 9	2 8	2	－ 1	－ 1
	小 計	3 0	2 9	2 8	2	－ 1	－ 1
公営企業等会計部門	下 水 道	7	8	5	－ 1	1	－ 3
	そ の 他	1 2	1 3	1 6	－ 1	1	3
	小 計	1 9	2 1	2 1	－ 2	2	0
総 合 計		1 8 1	1 8 7	1 8 4	3	6	－ 3

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含む。

2 表中区分の欄に掲げる用語の意義は次のとおりである。

(1) 一般行政部門 (2) 及び (3) に掲げる職員以外の職員

(2) 特別行政部門 教育委員会の職員

(3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

職員の給与の状況報告書

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R7 年度末)	歳出額 [A]	実質収支	人件費 [B]	人件費率 [B/A]	(参考) R6 年度の人 件費率
令和 7 年度	33,646 人	13,550,847 千円	416,804 千円	1,628,839 千円	12.0 %	12.9 %

備考 表中「住民基本台帳人口」は、令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に登録された人口である。

2 職員給与費の状況（一般会計予算）

区 分	職員数 [A]	給 与 費				1 人当たり給与 [B/A]
		給 料	職員手当	期末勤勉	計[B]	
令和 7 年度	184 人	689,104 千円	180,643 千円	286,161 千円	1,155,908 千円	6,282 千円

備考 1 表中「職員手当」には退職手当を含まない。

2 表中「期末勤勉」は、期末手当及び勤勉手当の合計をいう。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	当 町		国	
	平均給料月額 (円)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均年齢 (歳)
一般行政職	305,032 円	38.3 歳	332,237 円	41.9 歳
単労職	—	—	294,567 円	51.3 歳

備考 表中「給料月額」には、給料の調整額を含む。

4 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		当 町	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	285,200円	339,100円	353,000円	398,000円
	高校卒	—	—	—	—

備考 表中「経験年数」とは、職員として職務に在職した年数をいう。

6 一般行政職の級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	係長 主査	課長補佐 所長補佐	課長 所長 会計管理者	部長 次長
職員数	35人	25人	33人	20人	14人	20人	6人
構成比	22.8%	16.3%	21.6%	13.1%	9.2%	13.1%	3.9%
(参 考) 1年前の構成比	20.7%	16.1%	21.9%	15.5%	9.0%	12.9%	3.9%

備考 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職である。

7 期末・勤勉手当及び退職手当の状況

(令和7年度支給割合)

			当 町			国		
期 末 ・ 勤 勉 手 当	区 分		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
	6 月 期		1. 25 月 分	1. 05 月 分	2. 3 月 分	1. 25 月 分	1. 05 月 分	2. 3 月 分
	1 2 月 期		1. 275 月 分	1. 075 月 分	2. 35 月 分	1. 275 月 分	1. 075 月 分	2. 35 月 分
	計		2. 525 月 分	2. 125 月 分	4. 65 月 分	2. 525 月 分	2. 125 月 分	4. 65 月 分
退 職 手 当	区 分		自己都合退職		定年退職	自己都合退職		定年退職
	支 給 率	勤続 2 0 年	19. 6695 月分		24. 586875 月分	19. 6695 月分		24. 586875 月分
		勤続 2 5 年	28. 0395 月分		33. 27075 月分	28. 0395 月分		33. 27075 月分
		勤続 3 0 年	34. 7355 月分		40. 80375 月分	34. 7355 月分		40. 80375 月分
		最高限度額	47. 709 月分		47. 709 月分	47. 709 月分		47. 709 月分
	1 人 当 た り 平 均 支 給 額		2, 1 3 3 千 円			—		—

- 備考 1 期末・勤勉手当の内容は、令和8年3月31日現在のものである。
- 2 退職手当は、国及び当町ともに令和7年度中の退職分についての記載である。(国の支給率は平成30年1月1日以降の率を記載したものである。)
- 3 退職手当1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

8 職員手当の状況

区 分		内 容	国の制度との異同
主 要 三 手 当	扶養手当	配偶者 3,000 円 子 11,500 円 配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子の加算 5,000 円	同
	住居手当	借家・借間（月額 16,000 円を超える家賃を支払っている場合） 家賃の額に応じて最高 28,000 円	同
	通勤手当	公共交通機関 全額支給額 150,000 円 交通用具使用（通勤距離 2 k m 以上に限る） 距離に応じて 2,000 円から 31,600 円	同
地域手当		支給対象職員 1 人当たり 平 均 支 給 年 額	2 6 2 , 7 8 9 円
時間外勤務手当		令和 7 年度 支給総額	6 2 , 0 2 1 千円
		職員 1 人当たり の支給年額	3 8 2 , 8 4 4 円
特殊勤務手当			

9 特別職の報酬等の状況

（令和 7 年度支給割合）

区分	給料月額等（円）	期末手当の支給割合
町 長	5 0 0 , 0 0 0 円 (8 2 5 , 0 0 0 円)	6 月 期 1 . 7 2 5 月 分 1 2 月 期 1 . 7 7 5 月 分
副町長	7 0 5 , 0 0 0 円	(教育長、議長、副議長、議員については 1 . 7 2 5 月 分)
教育長	6 1 5 , 0 0 0 円	計 3 . 5 0 月 分
議 長	4 0 5 , 0 0 0 円	(教育長、議員、副議長、議員については 3 . 4 5 月 分)
副議長	3 1 5 , 0 0 0 円	加算措置 有
議 員	2 9 5 , 0 0 0 円	町長については支給割合にかかわらず 6 月 期、1 2 月 期ともに 1 0 0 万円としています。

（ ）内は、「町長の給与の特例に関する条例」（令和 7 年条例第 29 号）による減額措置がないものとした場合の額です。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況 (令和7年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振		
	始業	終業	休憩時間
38時間 45分	8:30	17:15	前班 11:30~12:30
			後班 12:30~13:30

- 備考 1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。
- 2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

2 年次休暇の状況 (令和7年1月1日~12月31日)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり 平均使用日数
6,570日	1,910日	148人	12.9日

- 備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く。
- 2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。
- 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得者数（令和7年度中に新たに取得した人数）

（単位：人）

区 分	男性	女性	計
育児休業	6	4	10
部分休業	3	5	8
育児短時間勤務	1	3	4
計	10	12	22

備考 部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業のこと、育児短時間勤務とは、同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務のことである。

(2) 自己啓発等休業の取得者数（令和7年度新たに取得した数）

（単位：人）

区分	男性	女性	計
自己啓発休業	0	0	0
計	0	0	0

備考 自己啓発等休業とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業のことである。

職員の分限及び懲戒処分の状況報告書

1 分限処分の状況（令和7年度）

（単位：件）

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
	地方公務員法						
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	17		17	
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により改廃、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	第27条第2項			0	0	0	
合 計		0	0	17	0	17	
地方公務員法第28条第4項により失職した者							0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況（令和7年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	4	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	4	0	0	0

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。
- 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

職員のサービスの状況報告書

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、随時、部課長会議や回覧文書により、サービス規律の徹底を図っている。

(2) 営利企業等の従事許可の状況（令和7年度）

区 分	申請件数	許可件数
営 利 企 業 等 の 従 事 許 可 申 請	1	1

備考 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

職員の研修及び人事評価の状況報告書

1 研修の状況（令和7年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	日数（日）	受講者数 （人）
部長研修	働き方改革時代に組織を強くする方法	部長級に昇任直後の職員	1	0
課長研修	マネジメント能力強化	課長級に昇任直後の職員	1	1
課長補佐研修	5つのマネジメントスキル	課長補佐級に昇任直後の職員	2	5
新任係長研修	第一線のリーダーの役割、リーダーのマネジメント、リーダーシップ、コミュニケーション、職場における実践	係長級の昇任直後の職員	3	1
一般職員後期研修	地域の課題、政策形成・政策課題研究	採用後10年目以降の一般職員	3	6
一般職員中期研修	地方公務員制度、行政法、法制執務、民法、地方自治制度、中堅職員の役割	採用後7～9年目の一般職員	3	4
一般職員前期研修	人権、公務員倫理、地方税財政制度、創造性開発	採用後4～6年目の一般職員	3	9
新規採用職員後期研修	接遇、地方自治制度、地方税財政制度、公務員倫理	新規に採用された職員（採用後6か月を経過した職員）	2	16
新規採用職員前期研修	人権、先輩を囲んで、公文書の取扱い、接遇、地方公務員制度、組織と仕事	新規に採用された職員	3	16

備考 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づき、任命権者が行う職員の研修の状況である。

2 人事評価の状況（令和7年度）

目 的	職員個々の能力や実績等を的確に把握して、適材適所の人材配置やメリハリのある給与処遇を実現する。また、個々の職員の強み・弱みを把握して能力開発を促進するとともに、評価の過程におけるコミュニケーション等を通じ、組織内の意識の共有化や組織パフォーマンスの向上にも寄与する。
制度の概要	原則として、各職員に与えられた評価要素について自己評価後、第1次及び第2次の二人の評定者により評価する。 ・能力評価 職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する。 ＜評価期間＞11月1日～翌年10月31日 ・業績評価 業務目標を設定した上でその達成度を評価する。 ＜評価期間＞4月1日～翌年3月31日
対象者	一般職の職員とする。ただし、他の地方公共団体等への派遣、研修、その他の事情により本規程による人事評価の実施が困難である職員は除く。
実施者数	174人

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

(1) 共済組合負担金

執行額 : 222,598,429円

(2) 職員互助会

会員数 : 189人

(3) 衛生管理体制

ア 衛生管理体制の概要

職員の健康の確保及び快適な職場環境の形成を促進するために、大治町職員衛生管理規程の定めるところにより、総括衛生管理者（副町長）を組織の長とする衛生管理体制を整備している。

また、調査審議機関として本庁に衛生委員会を設置している。

イ 職員成人病検査

(単位：人)

対象職員	受検者	未受検者
110	110	0

ウ 人間ドック

(単位：人)

対象職員	受検者	未受検者
119	119	0

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

負傷				疾病				合計
自己職務 遂行中	出張中	その他	計	公務上に負 傷に起因す る疾病	職業病	その他公務 起因性の明 らかな疾病	計	
2	0	0	2	0	0	0	0	2

イ 通勤災害認定件数 : 1件

ウ 負担金執行額 : 1, 333, 250円

(5) 勤務条件に関する措置の要求状況（業務については愛知県人事委員会に委託）

区 分	件 数
令和6年度からの繰越件数（A）	0
令和7年度中の新規要求件数（B）	0
令和7年度中の取扱い件数（C=A+B）	0
令和7年度中終了件数（D）	0
令和8年度への繰越件数（E=C-D）	0

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況（業務については愛知県人事委員会に委託）

区 分	件 数
令和6年度からの繰越件数（A）	0
令和7年度中の新規要求件数（B）	0
令和7年度中の取扱い件数（C=A+B）	0
令和7年度中終了件数（D）	0
令和8年度への繰越件数（E=C-D）	0